



三重県公報

平成29年11月14日（火）

第 2955 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
783	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
784	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
785	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	2
786	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	2
787	同件	(同)	3
788	同件	(同)	3
選 管 告 示			
98	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選挙管理委員会)	4
99	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	4
公 安 委 告 示			
137	指定講習機関からの変更の届出	(公安委員会)	5
138	運転免許取得者教育の認定に関する規則の規定に基づく認定教育実施者の変更の届出	(同)	5
公 告			
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	(獣害対策課)	5
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	6

告 示

三重県告示第 783 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 日 年 月 日
2450100256	株式会社成育会	桑名市野田 6 丁目 7 番 12 号 旭ビル 2 階	チャイルドウィッシュくわな	桑名市野田 6 丁目 7 番 12 号 旭ビル 2 階	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 29 年 11 月 1 日
2451200105	株式会社心グループ	名張市すずらん台西 1 番町 243 番地	よい子のお家いが	伊賀市緑ヶ丘本町 4068 番地 4	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 29 年 11 月 1 日
2450100215	特定非営利活動法人 光の輪	桑名市大字下深谷部 345 番地 24	児童発達支援 ハナミズキ	桑名市大字上之輪新田字沢側 16-1	児童発達支援	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 784 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410800896	社会福祉法人伊勢亀鈴会	鈴鹿市八野町 428 番地の 1	二見生活介護支援センター 潮音	伊勢市二見町茶屋 310 番地	生活介護	平成 29 年 11 月 1 日
2410800896	社会福祉法人伊勢亀鈴会	鈴鹿市八野町 428 番地の 1	二見生活介護支援センター 潮音	伊勢市二見町茶屋 310 番地	短期入所	平成 29 年 11 月 1 日
2410502344	特定非営利活動法人きぼうの手	津市雲出本郷町 1805-10	きぼうの手	松阪市垣鼻町 910-5	就労継続支援 B 型	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 785 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 日 年 月 日
2420500254	特定非営利活動法人明昇会	津市安東町 2477	ひびき	津市安東町木若 2682	共同生活援助	平成 29 年 10 月 31 日
2410502294	株式会社みやまラボ	津市久居一色町 174 番地 5	就労継続支援 B 型 事業所 匠	津市大門 18-7	就労継続支援 B 型	平成 29 年 8 月 25 日

三重県告示第 786 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣が

ら次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 787 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 788 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市・多気郡大台町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 98 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

平成 29 年三重県選挙管理委員会告示第 72 号は、廃止します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

50 分の 1 の数 30,260

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 289,125

三重県選挙管理委員会告示第 99 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

平成 29 年三重県選挙管理委員会告示第 73 号は、廃止します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	77,109
四 日 市 市	84,981
伊 勢 市	36,133
松 阪 市	45,488
桑名市・桑名郡	40,502
鈴 鹿 市	53,489
名 張 市	22,301
尾鷲市・北牟婁郡	10,245
亀 山 市	13,246
鳥 羽 市	5,624
熊野市・南牟婁郡	10,788
いなべ市・員弁郡	19,422
志 摩 市	15,070
伊 賀 市	25,375
三 重 郡	17,904

多 気 郡 13,349
 度 会 郡 13,312

公安委告示

三重県公安委員会告示第 137 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社三重県菰野自動車学校 三重郡菰野町大字福村 877 番地の 6 藤 森 康 弘	株式会社三重県菰野自動車学校 三重郡菰野町大字福村 877 番地の 6 山 下 一 夫

三重県公安委員会告示第 138 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社三重県菰野自動車学校 三重郡菰野町大字福村 877 番地の 6 藤 森 康 弘	株式会社三重県菰野自動車学校 三重郡菰野町大字福村 877 番地の 6 山 下 一 夫

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 変更認定年月日
平成 29 年 10 月 26 日
- 2 変更内容
捕獲従事者の追加に係る変更
- 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等
 - (1) 名称
一般社団法人 三重県猟友会
 - (2) 住所
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
 - (3) 代表者の氏名
内田 克宏

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 11 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成 29 年 10 月 25 日	株式会社 アサヒ住宅 代表取締役 山下 雅史	尾鷲市南陽町 9-37	尾鷲市倉ノ谷町 1048-1 ほか 2 筆	A	6.0	65.0

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
